

員の尊い精神、絶大なる協力の結晶として實に意義深いものである。

此の會館は日本労働會館に次ぐ雄大なるもので其概要是左の如くである。

位置 大阪市此花區春日出町二四七番地

(市電西春日出町停留所前)

名稱 春日出會館

敷地 七十坪

建坪 四十八坪九合五勺

延坪 九十九坪九合

開口 三十六尺

奥行 五十六尺

高さ 三十一尺

構式 木造ダイル張り洋折裏二階建

階下三百人椅子席大講堂及辨士控

室内 聽音室、事務室、炊事場等

附上 洋式會議室及座席大小五室

建設費 約六千圓(組合員ノミノの醸金=

尙會館の名稱特に勞働會館とせず、

春日出會館と名附けた事は廣く一般に開

放し社會的に活用せんとする意圖からで

ある

宣傳部

組合宣傳部長會議

日時 六年一月十日 場所 聯合會

出席者 八谷(聯合會) 小川(花線) 岡田

議事 (印刷) 田中 (合同)

聯合會宣傳部會議ハ各組合及ビ支部ノ宣傳

建設費 約六千圓(組合員ノミノの醸金=

尙會館の名稱特に勞働會館とせず、

春日出會館と名附けた事は廣く一般に開

放し社會的に活用せんとする意圖からで

ある

宣傳部

組合宣傳部長會議

日時 六年一月十日 場所 聯合會

出席者 八谷(聯合會) 小川(花線) 岡田

議事 (印刷) 田中 (合同)

聯合會宣傳部會議ハ各組合及ビ支部ノ宣傳

労働組合と同業組合との

團體協約

大阪合同組合製鐵粉工聯盟と製造

業者との爭議後協定したるもの左の如し

燒笠の寸法制限

生産高の標準決定

補助を爲す

販銀

第一工 戒間四拾錢

第二工 貳間四拾錢

第三工 壱圓五拾錢

走り

大阪府下の製鐵業者は組合員一人以上を使

用すること

組織部

組合組合会員の賃金

大阪合同組合製鐵粉工聯盟と製造

業者との争議後協定したるもの左の如し

燒笠の寸法制限

生産高の標準決定

補助を爲す

販銀

第一工 戒間四拾錢

第二工 貳間四拾錢

第三工 壱圓五拾錢

走り

大阪府下の製鐵業者は組合員一人以上を使

用すること

新設支部

大阪金属労働組合

第十二條 本會議ニ於テ三分ノ二以上賛同ヲ

經テ議決シタル事項ハ之ヲ實施スルノ責ヲ

有ス

第十三條 當所職員並ニ工場從業員ハ日本勞

働總同盟大阪合同労働組合ノ組合員タルモ

ノトス

第十四條 本會議ニ於テ三分ノ二以上賛同ヲ

經テ議決シタル事項ハ之ヲ實施スルノ責ヲ

有ス

第十六條 本則ハ昭和六年十一月五日ヨリ之

ヲ實施ス

コトヲ得

相談役ハ本會議又ハ理事會ニ於テ發言スル

コトヲ得

第十五條 本則ノ解釋適用及び選舉ニ關シ疑

義アル時ハ委員會ハ之ヲ決ス

委員長 中村謙三郎

委員 柴田 謙藏 山本 寛

佐野 善吉 小川 S. 佐吉

魚谷 博 河原煥卿

迫田 宗喜 地村利喜雄

中田 宗吉 片岡三次郎

井上 鹿雄

但シ、理事長ハ所長ニ當ル、理

事ハ所長ノ議長ハ理事長ニ當ル、理

事ハ所長ノ選任シタル委員ノ中ヨリ二名ト

工場從業員選任委員ノ中ヨリ二名ヲ各五選

ス

第十九條 本會ノ目的ヲ達成スル爲理事會ヲ設

ク

理事會ハ定期ニ毎月一回緊急ヲ要スル場合

臨時ニ理事長之ヲ開催ス

但シ、理事長ハ所長ニ當ル、理

事ハ所長ノ議長ハ理事長ニ當ル、理

事ハ所長ノ選任シタル委員ノ中ヨリ二名ト

工場從業員選任委員ノ中ヨリ二名ヲ各五選

ス

第二十條 理事會ノ議長ハ理事長ニ當ル、理

事ハ所長ノ選任シタル委員ノ中ヨリ二名ト

工場從業員選任委員ノ中ヨリ二名ヲ各五選

ス

第二十一條 本會議ニ上程スベキ議案ハ總チ理

書記 謹田、山本秀雄

新設支部

第一回委員会

第一回委員会

第一回委員会

第一回委員会

第一回委員会

第一回委員会

第一回委員会

第一回委員会

製鐵工

使用する時は製鐵工組合の手を經

て使用すること

右各條項は大阪府下企業者一致して實行す

る

但し一人たりとも反対ある時は無効とする

製造業者 濱谷守一外三十二名

各宣傳部員會ハ各組合及ビ支部調査部ト提

携シ調査資料ヲ集めシ活動上ニ必要ナル

「アラン」作成スルヨリ協力スル事

各宣傳部員會ハ支部附近ノ工場ニ自標ヲ置

キ組合完成迄熱心宣傳フ繼續スル事

一般的な方法トシテハ必要ニ應ジテ「ビラ」

ノ撒布及ビ「ボスター」貼リヲ行フト同時ニ

工場從業員ト個人の力關係ヲ作り之レヲ訪

問スルコト

以上ノ決議ハ更メテ宣傳部員會ノ承認ヲ、

得テ實行スルコト

我總同盟大阪合同組合杭瀬支部の組合員百

八十名は業主と共に工場を共同管理下に置

き左の規約に基き經營を爲してゐる

共 同 經 營

日本勞働總同盟大阪合同組合杭瀬支部の組合員百

八十名は業主と共に工場を共同管理下に置

き左の規約に基き經營を爲してゐる

良和ゴム製造所

第一條 本會ハ良和ゴム製造所總經理委員會

會ト稱ス

第二條 本會ハ良和ゴム製造所内ニ置ク

當所ノ全員が一致協力ノ精神シテ各員

相互ノ信賴ヲ協力ヲ完全ニ當所ノ進歩發

達ヲ圖リ各員人格上ト生活ノ安定トヲ

經營方針ノ決定スル機關トス

事業上ニ關スル賞罰ノ決定

諸款約ノ決定

工場經營ノ決定

利潤分配ノ決定

當所經營上ノ人員配置ノ決定